

一般社団法人社会システムデザインセンター 会員規約

一般社団法人社会システムデザインセンター（以下「当法人」という）は、社会や人々の幸福・豊かさを実現するために、英知を広く結集し、さきがけ的な新しい価値を生み出すこと、又は課題の本質を解き、最も有効な課題解決方法を生み出すこと、を通じ、起業を志す者らとともに事業共創し、継続的な価値創造と社会課題解決に寄与することを目的として活動する法人である。

本趣旨に賛同し、ともに社会をよりよくすることに取り組む法人・団体・個人を会員とし、会員規約を以下の通り定める。

第1条 会員種別

1. 会員の種類は下記のとおりとする。
 - (1) 正会員（法人・個人）
 - (2) 準会員（法人・個人）
 - (3) 学生会員（グループ・個人）
 - (4) 名誉会員
2. 正会員は当法人のサービスの企画・運営に関与することができる。
3. 学生は、高等学校、大学、大学院及び高等専門学校に属する者をいう。ただし、18歳未満のものは親権者の同意を要する。
4. 学生会員（グループ）は、グループに属する者全員が学生であることを要する。

第2条 会員の権利

1. 会員は、当法人が提供する下記のサービスを受けられるものとする。
 - (1) 課題解決・ソリューション開発プログラムへの無償又は会員価格での参加
 - (2) セミナープログラムへの無償又は会員価格での参加
 - (3) シンポジウムおよび OpenHUB への無償又は会員価格での参加
 - (4) 会員サイト、情報サイトへのアクセス
 - (5) 当法人セミナールームの無償又は会員価格での利用
2. 当法人は、会場や参加者の枠の関係上、通知があった人数全員での参加を認めない場合がある。
3. 当法人イベントの無償又は会員価格に関しては、当法人イベントごとに当法人から告知するものとする。

第3条 会員資格

1. 会員に申し込もうとするものは、申込用紙に他の会員の推薦1名、及び当法人の理事の推薦1名を記名の上、事務局に申し込むものとする。
2. 学生会員に関しては、当該学生の就労状況、起業状況に照らして、学生と認めない場

合がある。

3. 学生会員（グループ）は代表者を決定し、年に一度メンバーリストを提出するものとする。

4. 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。

(1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

(2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動 標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合

5. 当法人は、承認をしない場合であってもなんら理由を本人に通知しないものとする。

6. 当法人の理事会の承認後、入会金・年会費を支払い、会員名簿に登録された時点で、会員としての権利を有する。ただし事務局の承認及び入会金・年会費の支払いをもって、会員として活動が可能となる。

第4条 会費

1. 会員種別と会費は下記のとおりとする。

会員種別	年会費	入会金	備考
正会員（法人）	550,000 円	－	
正会員（個人）	120,000 円	－	
準会員（法人）	60,000 円	－	
準会員（個人）	12,000 円	－	
学生会員（個人）	－	3,000 円	学生証の提示を要する。
学生会員（グループ）	－	10,000 円	学生証の提示を要する。4 名以上が必要。
名誉会員	－	－	

2. 会員は、会員種別に応じた入会金及び年会費を支払うものとする。

3. 年会費は、入会月が年度開始月かどうかにかかわらず、入会月から起算して 12 か月後の月末までの期間について有効とする。

4. 入会金・年会費は当法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第5条 知的財産権等

1. 会員が当法人の活動を通じて発生した発明、考案、著作物その他一切の知的財産権およびアイデア等（以下「会員知的財産等」という。）は、全て当該会員である法人

または個人（共同発明等の場合は、発明した複数人）に帰属するものとする。ただし、当法人は、当該会員から反対の意思表示がない限り、当法人の他の会員に対して、当法人の活動及びウェブサイト、コミュニティツールを通じて、会員知的財産等を公開し、個別に通知することができるものとする。

2. 前項の規定は、会員が法人である場合の当該法人の職務発明規程等になんら制約を課すものではない。

3. 当法人のウェブサイトまたは当法人のサービスにおいて、会員が投稿その他送信を行った文章、画像、動画、音声、その他のデータについては、当法人において、無償で自由に利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含む。）することができるものとする。

4. 会員は、当法人の活動中、当法人及び前項ただし書きで当法人が公開した会員知的財産等を、無償で使用し、利用することができるものとする。ただし、本項の規定は、なんら権利関係の移転、譲渡、実施権等の許諾等を生じるものと解してはならない。

第6条 守秘義務

1. 本規約において「秘密情報」とは、本規約及び当法人での活動を通じて会員が、当法人から直接又は間接に、口頭、書面若しくは記録媒体等により提供・開示された、又は知り得た当法人及び他の会員の技術、財務、組織、営業、業務その他一切（会員知的財産、会員の個人情報を含む。）の公開されていない事項に関する情報をいう。

2. 会員は、秘密情報を守秘し、当法人の活動以外の目的で使用し、第三者に開示し、漏えいしてはならないものとする。

3. 前項の規定は、会員が当法人を退会した後も5年間負うものとする。ただし、個人情報に関しては、退会後も期間の定めなく守秘義務を負うものとする。

4. 会員は、他の法人及び個人に帰属するアイデア及び知財を尊重する義務を負う。

第7条 変更の届出

1. 会員は、その氏名、住所、又は連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2. 学生会員（グループ）は、メンバーの変更があった場合は上記手続きを行うものとする。

3. 当法人は、会員が変更通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第8条 会員種別の変更

1. 会員は、当法人の同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

2. 変更後に入会費・年会費の増額を伴う場合は、変更後の入会費・年会費の支払いをもって、変更後の会員資格を取得するものとする。

3. 学生会員が学生の資格を失った場合は自動的に正会員または準会員の選択をする資格を有する。

第9条 個人情報の保護

当法人は、会員より入会申込時および会員サービス利用時に提供された個人情報を、別途定める個人情報保護方針に沿って、会員サービスの提供を目的とするためにのみ使用するものとする。

第10条 退会

会員は、退会をしようとする時は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第11条 除名

1. 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (4) 会員に対し、差押、仮差押、仮処分、強制執行、破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき、または、会員が自ら破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てをした場合
- (5) その他、当法人が適当でないと判断した場合
- (6) 会員資格を不正に使用しまたは使用させた場合
- (7) 当法人、当法人の取引先、他の会員、SNS サイト事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で会員資格を利用し、または利用しようとした場合
- (8) 手段の如何を問わず、当法人の運営を妨害した場合
- (9) 会員が年会費を定められた時期までに支払わなかった場合
- (10) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

第12条 有効期間

利用契約は、会員について第3条第4項に基づく承認及び入会金の支払いが完了した日に効力を生じ、当該会員が退会し、若しくは除名された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当法人と会員との間で有効に存続するものとする。

第13条 一部無効等

1. 本規約の一部の規定の全部または一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該規定は元の意思にできる限り沿うように解釈されるものとし、当該規定の無効部分以外の部分および本規約のその他の規定は有効とする。
2. 本規約の規定の一部がある会員との関係で無効とされ、または取り消された場合でも、本規約はその他の会員との関係では有効とする。

第14条 情報の開示

当法人は、以下の事由があると判断した場合、会員に情報開示の要求ができる。

- (1) 会員間でトラブル等が発生した場合
- (2) 会員に対し、差押、仮処分、強制執行、破産等の申立がなされた場合、または、警察等から情報開示の依頼があった場合

第15条 連絡・通知

1. 会員は、本規約に関する案内・告知、連絡・通知は、Eメール等当法人の定める方法で会員に対して配信することを了承するものとする。
2. 当法人の会員に対する通知は、会員が当社に通知した連絡先に発信することにより、登録会員に通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第16条 保証の否認

1. 当法人は、当法人及び会員の活動に関し、遅滞、変更、停止、中止、廃止、及び提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した損害について、一切の責任を負わないものとする。
2. 当法人は、会員及び第三者間で生じたトラブル（違法または公序良俗に反する行為の提案、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、一切の責任を負わないものとする。
3. 当法人は、会員に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。ただし、当法人と会員との間の契約（本規約を含む。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されないものとする。
4. 前項ただし書に定める場合であっても、当法人は、当法人の過失（重過失を除く。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当法人または会員が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含む。）について一切の責任を負わない。また、当法人の過失（重過失を除く。）による債務不履行または不法行為により会員に生じた損害の賠償は、会員から当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とする。
5. 当法人は、会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争

等について一切責任を負わない。

6. 当法人は、SNS サイトと連携することがあるが、かかる連携を保証するものではなく、SNS サイトと連携できなかつた場合でも、当社は一切の責任を負わない。SNS サイトと連携している場合において、会員は SNS サイトの利用規約を自己の責任で遵守するものとし、会員と当該 SNS サイトを運営する SNS サイト事業者との間で紛争等が生じた場合でも、当法人は当該紛争等について一切の責任を負わない。

第 17 条 サービス内容の変更等

当法人は、会員に通知することなく、本サービスの内容を変更、追加、または廃止またはサービスの提供を中止することができるものとし、これによって会員に生じた損害について一切の責任を負わない。

第 18 条 利用規約の変更

1. 当法人は、必要と判断した場合には、会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。
2. 当法人は、本規約を変更した場合には、当法人所定の方法により会員に当該変更内容を通知または当法人ウェブサイトにて公表する。当該変更内容の通知もしくは公表または公表後の本サービスの利用のいずれかをもって、会員は当該変更内容に同意したとみなす。

第 19 条 権利義務の譲渡の禁止

1. 会員は、当法人の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡、移転、または担保に供することはできないものとする。
2. 当法人は、本規約にかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲渡人に譲渡することができるものとし、登録会員は、かかる譲渡につき予め同意したものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、会社分割その他包括的な事業の移転を伴う一切の場合を含むものとする。

第 20 条 準拠法・裁判管轄

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

当法人の活動及び本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所を専属的合意管轄とする。

以上